

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成30年3月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ケーズデンキ長浜店 長浜市十里町字一ノ坪1番ほか12筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社河道観光 京都府京都市伏見区竹田久保町1番地 代表取締役 河本文子
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 10時から21時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9時30分から21時30分まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 8時から22時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 7時30分から22時30分まで
- 4 変更年月日 平成30年3月20日
- 5 変更の理由 テナントの営業施策のため
- 6 届出年月日 平成30年2月28日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
 - (2) 縦覧期間 平成30年3月16日から平成30年7月17日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成30年7月17日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号